1083	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「相模大野駅西側地区第一種市街地再開発事業施設建築物南棟」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	相模大野駅西側地区市街地再開発組合	神奈川県相模原市相模大野三丁目１番33号	平成22年２月17日

○国土交通省告示第百三十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年二月九日付けをもつて次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4834号	全閉囲型救命艇（自由降下式のもの）	ＦＥＬ66	株式会社信貴造船所	大阪府堺市堺区出島西町３番36号

○国土交通省告示第百三十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年二月十六日付けをもつて次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4972号	船外機（小型船舶用）	06002Ｆ	スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第百三十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年二月十日付けをもつて次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4963号	船速距離計	ＤＳ―60	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町９番52号

○国土交通省告示第百三十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年二月十日付けをもつて次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月三日

国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第4951号	全閉囲型救命艇（自由降下式のもの）	ＦＦ―65	株式会社ニシエフ	山口県下関市豊北町大字粟野4238番地

○環境省告示第十三号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年三月三日

環境大臣　小沢　鋭仁

次の表２―クロロ―Ｎ―（４―クロロピラゾール―２―イル）ニコチンアミド（別名ボスカリド）の項の次に次のように加える。

４―ブロモ―２―（４―クロロフェニル）―１―ヒドロキシメチル―５―トリフルオロメチルピロール―３―カルボニトリル（別名クロルフェナピル）	0.70μg／l
２―メトキシエチル＝（ＲＳ）―２―（４―tert―ブチルフェニル）―２―シアノ―３―オキソ―３―（α，α，α―トリフルオロ―ｏ―トリル）プロピオナート（別名シフルメトフェン）	6.3μg／l
３―（２，４―ジクロロフェニル）―２―オキソ―１―オキサスピロ［4.5］デカ―３―エン―４―イル＝２，２―ジメチルブチラート（別名スピロジクロフェン）	100μg／l
（Ｚ）―２'―メチルアセトフェノン＝４，６―ジメチルピリミジン―２―イルヒドラゾン（別名フェリムゾン）	620μg／l
（Ｚ）―２―tert―ブチルイミノ―３―イソプロピル―５―フェニル―１，３，５―チアジアジナン―４―オン（別名ブプロフェジン）	80μg／l
Ｏ―４―ブロモ―２―クロロフェニル＝Ｏ―ヒチル＝Ｓ―プロピル＝ホスホロチオアート（別名プロフェノホス）	0.077μg／l
イソプロピル＝［（Ｓ）―１―｛［（Ｒ）―１―（６―フルオロ―１，３―ベンゾチアゾール―２―イル）ヒチル］カルバモイル｝―２―メチルプロピル］カルバマート（別名ベンチアバリカルブイソプロピル）	870μg／l
Ｓ―２，３―ジヒドロ―５―メトキシ―２―オキソ―１，３，４―チアジアゾール―３―イルメチル＝Ｏ，Ｏ―ジメチル＝ホスホロジチオアート（別名メチダチオン又はＤＭＴＰ）	0.11μg／l
（１ＲＳ，５ＲＳ；１ＲＳ，５ＳＲ）―５―（４―クロロベンジル）―２，２―ジメチル―１―（１Ｈ―１，２，４―トリアゾール―１―イルメチル）シクロペンタノール（別名メトコナゾール）	210μg／l

○防衛省告示第三十七号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定により、アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が平成二十二年二月二十六日次のとおり決定されました。

平成二十二年三月三日

防衛大臣　北澤　俊美

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇六六	東千歳駐屯地	千歳市	国有	平成健軍約二十二・三三年五月二十六日平成二十二年三月一日メートル